

国民年金

離婚時の年金分割制度をご存じですか?

サラリーマンなどが加入する厚生年金(公務員が加入する共済年金も含む)は、給与などの報酬の額に応じて保険料を納付し、その記録に基づいて厚生年金(共済年金も含む)が支払われます。

離婚をした場合、婚姻期間中の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。離婚から2年以内に手続きを行う必要がありますので、お早めに年金事務所へご相談ください。

年金の分割方法

①合意分割制度

- 当事者の合意により定めた按分割合で、婚姻期間中の厚生年金記録を分割できます。
- 合意がまとまらない場合は当事者的一方からの請求により、裁判所が按分割合を定めることができます。

②3号分割制度

- 国民年金の第3号被保険者(厚生年金の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満)であった方からの請求により、厚生年金記録を分割できます。
- 年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。
- 平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が、分割の対象になります。

※上記①②のいずれの制度も共済組合の組合員である期間を含みます。

問岐阜南年金事務所 ☎273-6161



消防署

風水害への備え

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195



台風や局地的大雨、集中豪雨による土砂災害や河川の氾濫・洪水といった広範囲に被害をもたらす災害が近年多発しています。私たちが住んでいる笠松町は、木曽川と境川に隣接しているため、災害が発生した際に被害が拡大する恐れがあります。

そこで今回は風水害による被害を最小限にし、自分の命と大切な家族の命を守るための対策について3つ説明します。

1つ目 ハザードマップの確認をしましょう。

水害時の被害を最小限にするため、水害の浸水予想区域や浸水程度などの情報を、町のホームページにて公開しています。万が一の水害に備えて避難時の行動や避難所などを今一度確認しましょう。

2つ目 家屋の備えをしましょう。

住まいである家屋への浸水や強風による被害を防ぐための備えが必要です。アンテナの固定、物干し竿などの飛ばされそうなものは屋内へ移動させる、排水溝を掃除して水の流れを良くしておくなど、台風や豪雨が来る前に備えておきましょう。

3つ目 身の回りの備え、非常持出品の準備を行いましょう。

災害時は、停電や断水が発生する可能性があります。停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオ、予備の電池を準備しておきましょう。断水に対しては飲料水の確保や、浴槽に水を張り、トイレなどの生活用水の確保も行いましょう。

また、避難情報が出た時にすぐに動けるよう、貴重品や非常持出品の準備を行いましょう。